

附属資料

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について

平成 28 年 8 月 2 日
初等中等教育局長決定

1. 検討会の目的

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成 27 年 12 月 21 日)において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていくことが必要であることが提言されたことを踏まえ、教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討することを目的とする。

2. 検討事項

- (1) 教職課程コアカリキュラムの在り方について
- (2) その他

3. 検討会の構成

- (1) 別紙の委員により検討を行う。
- (2) 必要に応じ、ワーキンググループを設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者から意見等を聴くことができるものとする。

4. 検討期間

検討の実施期間は、平成 28 年 8 月 19 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5. その他

有識者検討会の庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。

(別紙)

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 名簿

牛 渡 淳 仙台白百合女子大学長

坂 越 正 樹 広島大学大学院教育学研究科教授

○ 渋谷 治 美 放送大学特任教授（埼玉学習センター所長）

杉 野 剛 国立教育政策研究所所長

高 岡 信 也 独立行政法人教員研修センター理事長

高 野 敬 三 明海大学副学長

出 口 利 定 東京学芸大学長

見 上 一 幸 宮城教育大学長

◎ 横須賀 薫 十文字学園女子大学長

渡 邊 直 美 川崎市教育長

(オブザーバー)

小 原 芳 明 玉川大学長

無 藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

◎：座長 ○：副座長

50音順（敬称略）

※所属・役職は就任時

教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について

平成 28 年 12 月 12 日
教職課程コアカリキュラムの
在り方に関する検討会決定

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について 3. (2) の規定に基づき、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に、教職課程の目標設定に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 検討事項

教育職員免許法施行規則に規定する教職課程の各科目に含めることが必要な事項について、その全体目標、一般目標、到達目標等について、専門的な検討を行う。

2. ワーキンググループの構成

以下のワーキンググループを設置する。

- ①第1 ワーキンググループ（教育の基礎的理解に関する科目及び教科の指導法に関する科目等に関する検討）
- ②第2 ワーキンググループ（道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目等に関する検討）

3. 委員

- (1) ワーキンググループに属すべき委員は、検討会の座長が指名する。
- (2) ワーキンググループに検討会の座長の指名により主査を置くものとする。
- (3) 主査に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4. 設置期間

ワーキンググループは、1 の検討事項に関する検討が終了したときに廃止するものとする。

5. 検討会への報告

- (1) ワーキンググループの検討状況は適時に検討会へ報告するものとする。
- (2) 検討会からの求めがあったときは、ワーキンググループの検討の経過を検討会に報告するものとする。

6. その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。
- (2) この規程に定めるもののほか、議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定めるものとする。

(別紙)

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ
(第1ワーキンググループ) 名簿

- 一 木 薫 福岡教育大学准教授
- 遠 藤 貴 広 福井大学准教授
- 太 田 光 洋 和洋女子大学教授
- 粕 谷 恭 子 東京学芸大学教授
- 北 神 正 行 国士舘大学教授
- 酒 井 朗 上智大学教授
- ◎ 坂 越 正 樹 広島大学大学院教育学研究科教授
- 佐 ヶ 祐 之 北海道教育大学教授
- 関 戸 英 紀 横浜国立大学教授
- 野 崎 武 司 香川大学教授
- 葉 石 光 一 埼玉大学教授
- 藤 井 基 貴 静岡大学准教授
- 古 屋 恵 太 東京学芸大学准教授
- 森 山 賢 一 玉川大学教職大学院教授
- 本 図 愛 実 宮城教育大学大学教授
- 和 泉 研 二 山口大学教授
- 渡 邊 正 樹 東京学芸大学教授
- 吉 田 成 章 広島大学准教授

◎：主査 ○：副主査
50音順（敬称略）
※所属・役職は就任時

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ
(第2ワーキンググループ) 名簿

- 赤 沢 早 人 奈良教育大学准教授
- 岩 立 京 子 東京学芸大学教授
- 岡 上 直 子 十文字女子学園大学教授
- 長 田 徹 国立政策研究所総括研究官
- 神長 美津子 國學院大學教授
- ◎ 渋谷 治 美 放送大学特任教授 (埼玉学習センター所長)
- 高 橋 純 東京学芸大学准教授
- 高 旗 浩 志 岡山大学教授
- 高 木 展 郎 横浜国立大学名誉教授
- 谷 田 増 幸 兵庫教育大学教授
- 中 野 澄 国立教育政策研究所総括研究官
- 奈 須 正 裕 上智大学教授
- 肥 後 功 一 島根大学教授
- 藤 田 晃 之 筑波大学教授
- 伏 木 久 始 信州大学教授
- 森 田 真 樹 立命館大学教授

◎：主査 ○：副主査
50音順 (敬称略)
※所属・役職は就任時

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ
(第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループ兼任) 名簿

采女 智津江 順天堂大学教授

大 野 弘 東京都立戸山高等学校長

神戸 美恵子 高崎健康福祉大学准教授

土 井 雅 弘 埼玉県坂戸市立入西小学校校長

日根野 達也 千葉県船橋市立飯山満中学校校長

平 本 正 則 横浜市立浦島小学校校長

50音順（敬称略）

※所属・役職は就任時

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の検討経過等について

●第1回 平成28年8月19日 13:00～15:00

議事(1) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について

(2) 先行事例のヒアリングについて

- ・日本大学教育協会「日本大学教育協会モデルコアカリキュラム」
- ・文部科学省初等中等教育局国際教育課「英語教育コア・カリキュラム」
- ・全国大学獣医学関係代表者協議会「獣医学モデル・コア・カリキュラム」

(3) 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

(4) その他

●第2回 平成28年9月7日 15:00～17:00

議事(1) 先行事例のヒアリング

- ・東京都教育庁「小学校教諭教職課程カリキュラム」
- ・国立教育政策研究所「教員の資質・能力及び養成段階の到達目標」
- ・技術経営系専門職大学院協議会「MOT教育コア・カリキュラム」

(2) 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

(3) その他

●第3回 平成28年12月12日 15:00～17:00

議事(1) 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について

(2) 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

(3) 教職課程コアカリキュラムの活用方策について

(4) その他

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ

※平成28年12月から平成29年3月の間、
ワーキンググループを設け、各事項の検討項目について協議。

●第4回 平成29年3月27日 10:00～12:00

議事(1) 教職課程の目標設定に関するワーキンググループからの報告

(2) 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方(案)について

(3) その他

●第5回 平成29年6月29日 14:00～16:00

議事(1) パブリックコメントの結果について

(2) 教職課程コアカリキュラム(案)について

(3) その他

参考資料

教職課程に係るコアカリキュラムに関するこれまでの提言等

■平成13年11月22日

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会（高等教育局長裁定）

「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について（報告）」（抜粋）

（2）教員養成カリキュラムの在り方

② モデル的な教員養成カリキュラムの作成

- 現在、医学部や歯学部におけるモデル・コア・カリキュラムの作成や、工学部等における技術者教育プログラムの認定制度の導入など、それぞれの分野において教育の質の向上に向けて様々な試みがなされている。教員養成学部についても、日本教育大学協会を中心として速やかに教員養成のモデル的なカリキュラムを作成し、各大学はそれらを参考にしながら、自らの学部における特色ある教員養成カリキュラムを作成していくことが求められる。

■平成17年1月28日 中央教育審議会答申

「我が国の高等教育の将来像」（抜粋）

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

（エ）学士課程

- 教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

■平成18年7月11日 中央教育審議会答申

「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（抜粋）

1. 教職課程の質的水準の向上

（1）基本的な考え方ー大学における組織的指導体制の整備ー

- また、課程認定大学において、質の高い教員養成教育が行われるようにする上で、教職課程に関するモデルカリキュラムの開発研究は、大きな意義を有するものである。このため、教職実践演習（仮称）の新設をはじめとする今回の改革を契機として、引き続き、課程認定大学等関係者を中心にして、モデルカリキュラムの開発研究を行うとともに、国においても、教育内容・方法の開発研究や、実践性の高い優れた取組の支援を行うことが必要である。

■平成20年12月24日 中央教育審議会答申

「学士課程教育の構築に向けて」（抜粋）

1 教育課程の体系化

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 大学間の連携，学協会を含む大学団体等を支援し，国際的な通用性に留意しつつ，分野別のコア・カリキュラムを作成する等の取組を促進する。

■平成24年8月28日 中央教育審議会答申

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（抜粋）

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

③教職課程の質保証

- 近年の大学教育改革に見られるように、教職課程においても、学生が修得すべき知識・技能を明確化し、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」に重点を置くべきである。学位プログラムとしての体系と同時に教職課程としての体系の確立に向け、各大学の参考となるコアカリキュラムの作成を推進する。また、受講者による教職課程担当教員への授業評価等を行い、評価結果を教職課程の質向上へ反映するなどの取組を推進すべきである。
- さらに、実習前の学生の質保証の観点から、医師、歯科医師、薬剤師等の養成において行われている共用試験を参考に、教育実習前に学生の知識・技能等を評価する取組を推進する。

■平成27年12月21日 中央教育審議会答申

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(抜粋)

(5) 教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性

＜教員研修計画の策定＞

こうして整備される教員育成指標を踏まえ、各教育委員会や各大学において教員研修や教員養成が行われることが重要である。その際、望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の策定指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。ただし、その一方で具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自律性に委ねられるべきである。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

中央教育審議会答申(平成27年12月21日)のポイント

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援方策が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

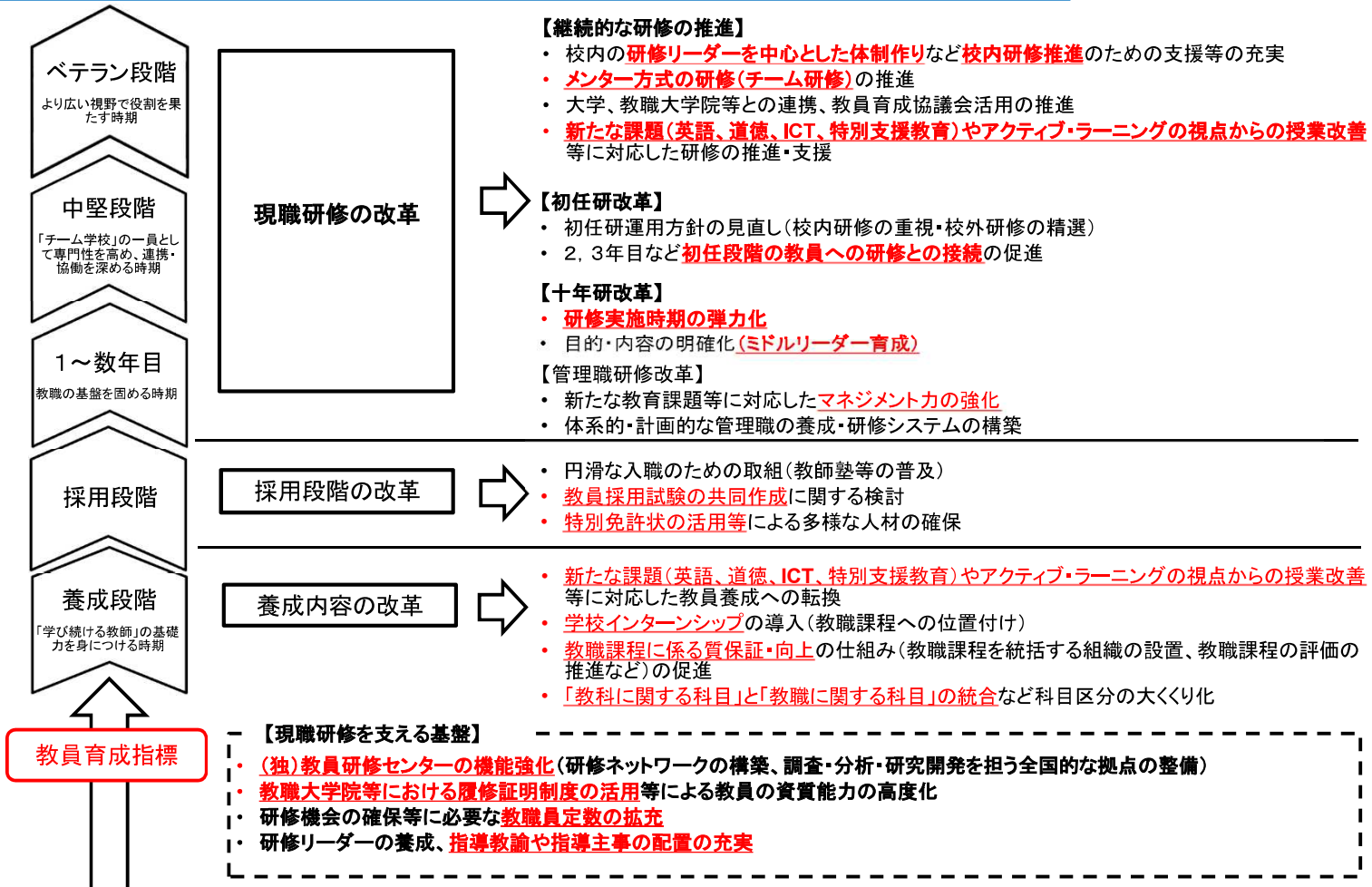
【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

具体的方策

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等が協働で策定する教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

教職課程コアカリキュラムを作成する事項と対象学校種

科目及び各科目に含めることが必要な事項	対象学校種
教科及び教科の指導法に関する科目	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	小・中・高
領域及び保育内容の指導法に関する科目	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼
教育の基礎的理解に関する科目	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼・小・中・高・養・栄
教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	幼・小・中・高・養・栄
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	幼・小・中・高・養・栄
教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）	幼・小・中・高・養・栄
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
道徳の理論及び指導法 ※	小・中・養・栄
総合的な学習の時間の指導法 ※	小・中・高・養・栄
特別活動の指導法 ※	小・中・高・養・栄
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
生徒指導の理論及び方法	小・中・高・養・栄
幼児理解の理論及び方法	幼
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の 理論及び方法	幼・小・中・高・養・栄
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	小・中・高
教育実践に関する科目	
教育実習（学校体験活動）	幼・小・中・高

※ 養護教諭及び栄養教諭は、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること	教科に関する科目	8	8	4
	教職の意義等に関する科目			
	教職の意義及び教員の役割			
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法			
教職に関する科目	各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	22	14
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	進路指導の理論及び方法			
	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
	教科又は教職に関する科目	34	10	2
		83	59	37



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※[外国語]を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得)※[外国語の指導法]を追加。	30	30	16
	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	10	10	6
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)			
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
	ロ 総合的な学習の時間の指導法			
	ハ 特別活動の指導法	10	10	6
	ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	ホ 生徒指導の理論及び方法			
教育実践に関する科目	ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
	ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)			
	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)	7	7	7
	ロ ■教職実践演習(2単位)			
	大学が独自に設定する科目	26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位活用(2単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目	教科の意義等に関する科目	20	20	10
	教職の意義及び教員の役割			
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法			
教 職 に 関 する 科 目	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	12	12	4
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	進路指導の理論及び方法			
	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
	教科又は教職に関する科目	32	8	4
		83	59	35



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28	28	12
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	10	10	6
	■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	6
	道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法			
教育実践に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
	進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)			
	教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)	7	7	7
	■教職実践演習(2単位)			
	大学が独自に設定する科目	28	4	4
		83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種
教科に関する科目		20	20
	教職の意義及び教員の役割		
	教職の意義等に関する科目	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)		
	進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程の意義及び編成の方法		
	各教科の指導法	6	6
教職に関する科目	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4
	進路指導の理論及び方法		
教育実習		3	3
	教職実践演習	2	2
教科又は教職に関する科目		40	16
		83	59



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	8	8
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	5	5
大学が独自に設定する科目		36	12
		83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(1単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(1単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■ の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	6	6	4
	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2
教 職 に 関 する 科 目	教育の基礎理論に関する科目	6	6	4
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	保育内容の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	2
	幼児理解の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	5	5	5
教科又は教職に関する科目	教育実践演習	2	2	2
	大学が独自に設定する科目	34	10	0
		75	51	31



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	16	12
	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法、教育相談等に関する科目	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	イ ■ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
	大学が独自に設定する科目	38	14	2
		75	51	31

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

1. 科目の趣旨・ねらい

- 教職実践演習(仮称)は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。
- このような科目の趣旨を踏まえ、本科目には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることが適当である。
 - ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
 - ②社会性や対人関係能力に関する事項
 - ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
 - ④教科・保育内容等の指導力に関する事項
- また、本科目の企画、立案、実施に当たっては、常に学校現場や教育委員会との緊密な連携・協力を留意することが必要である。

2. 授業内容例

- 上述のような本科目の趣旨を考慮すれば、授業内容については、課程認定大学が有する教科に関する科目及び教職に関する科目の知見を総合的に結集するとともに、学校現場の視点を取り入れながら、その内容を組み立てていくことが重要である。具体的には、以下のような授業内容例が考えられる。

授業内容例	含めることが必要な 事項との関連
○ 様々な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)や事例研究のほか、現職教員との意見交換等を通じて、教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務等を理解しているか確認する。	主として①に関連
○ 学校において、校外学習時の安全管理や、休み時間や放課後の補充指導、遊びなど、子どもと直接関わり合う活動の体験を通じて、子ども理解の重要性や、教員が担う責任の重さを理解しているか確認する。	主として①、③に関連
○ 役割演技(ロールプレイング)や事例研究、学校における現地調査(フィールドワーク)等を通じて、社会人としての基本(挨拶、言葉遣いなど)が身に付いているか、また、教員組織における自己の役割や、他の教職員	主として②に関連

と協力した校務運営の重要性を理解しているか確認する。	
○ 関連施設・関連機関（社会福祉施設、医療機関等）における実務実習や現地調査（フィールドワーク）等を通じて、社会人としての基本（挨拶や言葉遣いなど）が身に付いているか、また、保護者や地域との連携・協力の重要性を理解しているか確認する。	主として②に関連
○ 教育実習等の経験を基に、学級経営案を作成し、実際の事例との比較等を通じて、学級担任の役割や実務、他の教職員との協力の在り方等を修得しているか確認する。	主として②、③に関連
○ いじめや不登校、特別支援教育等、今日的な教育課題に関しての役割演技（ロールプレーイング）や事例研究、実地視察等を通じて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応を修得しているか確認する。	主として③に関連
○ 役割演技（ロールプレーイング）や事例研究等を通じて、個々の子どもの特性や状況を把握し、子どもを一つの学級集団としてまとめていく手法を身に付けているか確認する。	主として③に関連
○ 模擬授業の実施を通じて、教員としての表現力や授業力、子どもの反応を活かした授業づくり、皆で協力して取り組む姿勢を育む指導法等を身に付けているか確認する。	主として④に関連
○ 教科書にある題材や単元等に応じた教材研究の実施や、教材・教具、学習形態、指導と評価等を工夫した学習指導案の作成を通じて、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けているか確認する。	主として④に関連

（注）授業内容例は、どのような授業を行えば、学生が教員として最小限必要な資質能力の全体を修得しているか（理解しているか、身に付いているか）確認できるかを例示したものである。

課程認定大学においては、本科目の中で、上述の授業内容例を必ずしもすべて行う必要はなく、科目に含めることが必要な事項①～④が全体として確認できるよう、適宜、組み合わせて授業を編成することが望ましい。

3. 到達目標及び目標到達の確認指標例

含めることが必要な事項	到達目標目標	到達の確認指標例
①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項	○ 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿勢が身に付いている。 ○ 高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。 ○ 子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。	○ 誠実、公平かつ責任感を持って子どもに接し、子どもから学び、共に成長しようとする意識を持って、指導に当たることができるか。 ○ 教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、自発的・積極的に自己の職責を果たそうとする姿勢を持っているか。 ○ 自己の課題を認識し、その解決に向けて、自己研鑽に励むなど、常に学び続けようとする姿勢を持っているか。

		○ 子どもの成長や安全、健康管理に常に配慮して、具体的な教育活動を組み立てることができるか。
②社会性や対人関係能力に関する事項	○ 教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員と協力して職務を遂行することができる。 ○ 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。	○ 挨拶や服装、言葉遣い、他の教職員への対応、保護者に対する接し方など、社会人としての基本が身についているか。 ○ 他の教職員の意見やアドバイスに耳を傾けるとともに、理解や協力を得ながら、自らの職務を遂行することができるか。 ○ 学校組織の一員として、独善的にならず、協調性や柔軟性を持って、校務の運営に当たることができるか。 ○ 保護者や地域の関係者の意見・要望に耳を傾けるとともに、連携・協力しながら、課題に対処することができるか。
③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項	○ 子どもに対して公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行うことができる。 ○ 子どもの発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行うことができる。 ○ 子どもとの間に信頼関係を築き、学級集団を把握して、規律ある学級経営を行うことができる。	○ 気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができるか。 ○ 子どもの声を真摯に受け止め、子どもの健康状態や性格、生育歴等を理解し、公平かつ受容的な態度で接することができるか。 ○ 社会状況や時代の変化に伴い生じる新たな課題や子どもの変化を、進んで捉えようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの特性や心身の状況を把握した上で学級経営案を作成し、それに基づく学級づくりをしようとする姿勢を持っているか。
④教科・保育内容等の指導力に関する事項	○ 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けている。 ○ 板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。 ○ 子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。	○ 自ら主体的に教材研究を行うとともに、それを活かした学習指導案を作成することができるか。 ○ 教科書の内容を十分理解し、教科書を介して分かりやすく学習を組み立てるとともに、子どもからの質問に的確に答えることができるか。 ○ 板書や発問、的確な話し方など基本的な授業技術を身に付けるとともに、子どもの反応を生かしながら、集中力を保った授業を行うことができるか。

		○ 基礎的な知識や技能について反復して教えたり、板書や資料の提示を分かりやすくするなど、基礎学力の定着を図る指導法を工夫することができるか。
--	--	--

(注1) 到達目標は、学生が具体的にどの程度のレベルまで修得している(身に付いている)ことが必要であるかを示した基本的・共通的な指標である。したがって課程認定大学の判断により、これらの到達目標に加えて別の目標も設定することは可能である。

(注2) 確認指標例は、どのような観点に基づけば、到達目標に達しているかどうか確認できるかを例示したものである。課程認定大学においては、到達目標との関連を考慮して、適宜、確認指標例を組み合わせたり、あるいは別の確認指標例を付加して確認を行うことが望ましい。

4. 授業方法等

- 2. に示すような内容の授業を効果的に展開するためには、授業方法の面でも、課程認定大学が有する知見を結集して、理論と実践の有機的な統合が図られるような新たな授業方法を積極的に開発・工夫することが重要である。具体的には、授業内容に応じて、たとえば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることなどが考えられる。

(想定される主な授業形式)

- ・「役割演技(ロールプレイング)」

ある特定の教育テーマ(たとえば、いじめ、不登校等)に関する場面設定を行い、各学生に様々な役割(たとえば、生徒役、教員役、保護者役等)を割り当て、指導教員による実技指導も入れながら、演技を行わせる。

- ・「事例研究」

ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生同士でのグループ討議や意見交換、研究発表などを行わせる。

- ・「現地調査(フィールドワーク)」

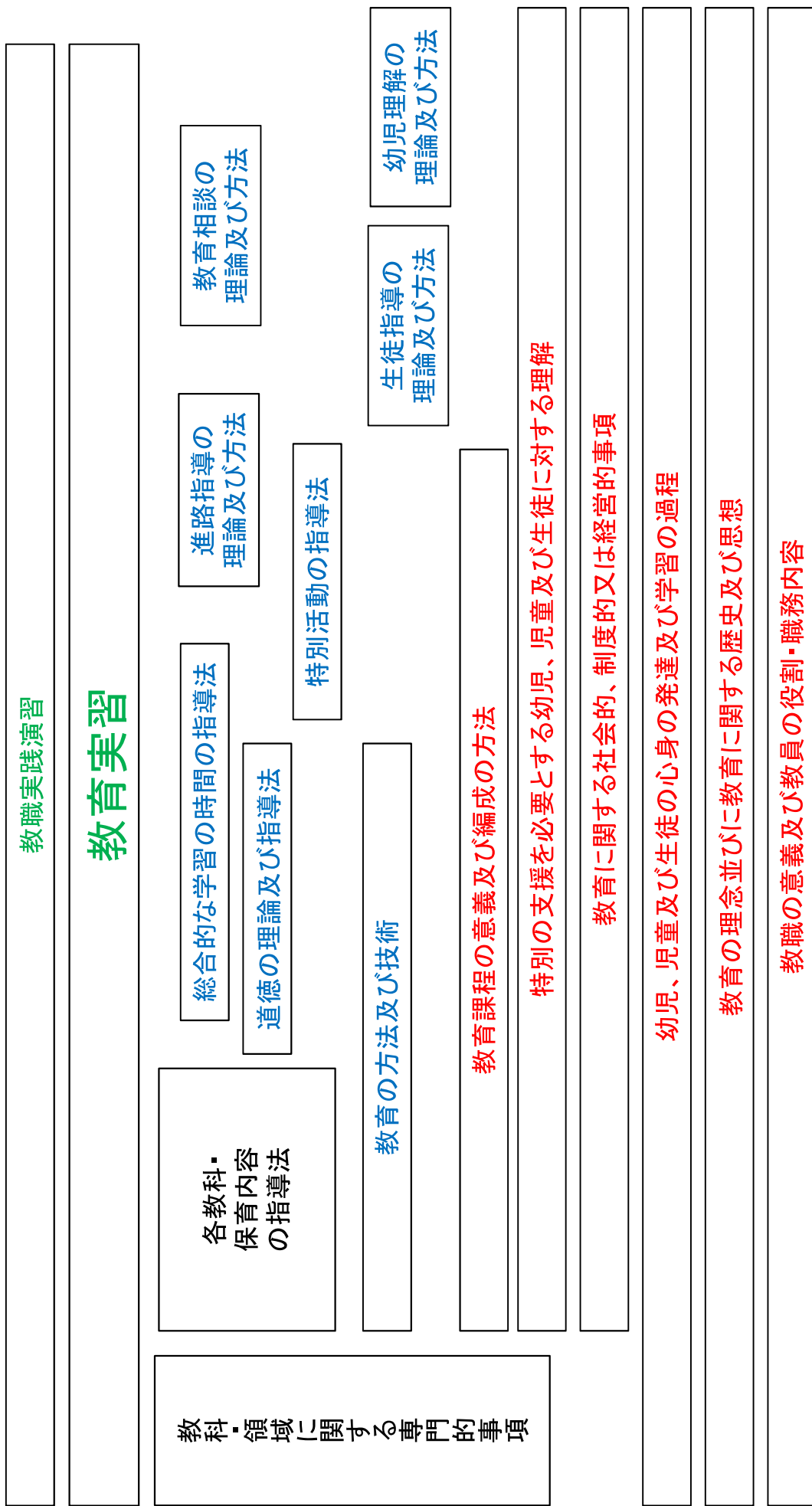
ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生が学校現場等に出向き、実地で調査活動や情報の収集を行う。

- 学生に自己の課題を自覚させ、主体的にその解決に取り組むことを促すため、本科目の履修に当たっては、役割演技(ロールプレイング)や事例研究、指導案の作成等の成果を省察する観点から、単に映像記録等を残したり、感想文を書かせるだけではなく、たとえば学生に実践記録を作成させる等の工夫が求められる。

- 受講者数は、演習科目として適正な規模(授業内容、方法等にもよるが、おおむね20名程度)とし、演習の効果が最大限に発揮されるよう配慮することが望ましい。

受講者数が増える場合には、大学の実情に応じて、ティーチングアシスタント(TA)等を活用するなど、授業形態の工夫を図る必要がある。

教職課程コアカリキュラム作成にあたってのカリキュラムマップ(イメージ)



教科及び教科の指導法に関する科目
教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法
 及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが認められている。
 ※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

教職課程コアカリキュラム概要

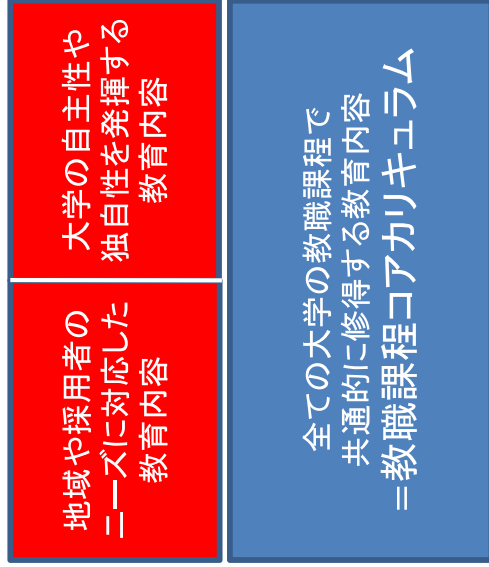
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

事項例	到達目標（一部抜粋）
各教科の指導法	・学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 ・学習指導案の構造を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	・発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。 ・「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
道徳の理論及び指導法	・道徳教育の歴史や現代社会における道徳教育の課題（いじめ・情報モラル等）を理解している。 ・学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
教育実習（学校体験活動）	・教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 ・学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。

※現行の「教職に関する科目」について作成。「教科に関する科目」についても今後順次整備。